

## 論文審査の結果の要旨

論文提出者氏名 五野井郁夫

論文題目：

世界政治と規範変容——重債務貧困国の債務救済における国際規範形成をめぐって

冷戦体制における国際政治学では、世界政治を動かすアクターとして主に国家、特に米ソを両極とする覇権国家が想定されていた。しかるに 1980 年代以降、急速に台頭した NGO は、国連や各国政治の単なるオブザーバーから、徐々にパートナー的な位置を占めるようになり、冷戦大戦後の 1990 年代以降は、世界政治を動かす規範形成の重要なアクターとなるまでに至った。それと平行に、グローバル市民社会論やグローバルな公共圏などというテーマも、アカデミックなイシューとなり始めている。本論文は、そうした新しいイシューを十分に整理しつつ、自らが依拠する方法論を明示した上で、1990 年代に進行したジュビリー2000 という事例に焦点を合わせながら、国際規範形成の変容を実証的に解明し、さらに新しい社会運動の可能性を指摘した労作である。

論文は全 6 章から成るが、内容は、グローバル市民社会の概念と理論を論じた第 1 章と第 2 章、重債務問題を論じた第 3 章と第 4 章、世界政治の新たな規範形成のアクターとしてのグローバル・ジャスティス運動を論じた第 5 章と第 6 章、の三つに分かたれると言ってよい。それらを順に紹介していこう。

まず第 1 章では、主に国内政治のレベルで語られてきた市民社会がグローバルなレベルでも主題化されるようになった昨今の状況を踏まえつつ、グローバル市民社会の概念と役割が論じられる。その際に五野井氏（以下、著者と表記）が立脚するのは、ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス市民社会研究センターの年次報告書と、R.フォークの「非営利的な性質の個人および集団の市民的なイニシアティブによる行為領域」というグローバル市民社会の定義である。この分野では NGO 論を中心とした先行研究が 1990 年代以降多く存在する。しかしここでは、NGO が世界政治にとって善となるような規範を打ち立て、それを国際規範形成として各国政府や国際機関に働きかけていくという想定が一般になされる傾向が強かった。それに対して著者は、そのような NGO 性善説に与することなく、NGO が本当に世界中の人々の利益のために活動しているのか、それとも特定の国家や企業、ネーションなどの集団のために活動しているのかという判断基準に基づいて NGO の形態や性質を捉える必要を指摘する。その上で、職能団体や労働組合、生活協同組合、地域ボランティア団体、研究機関などを含めた多様な「非営利・公益を目的とした非政府・民間団体」として NGO を捉え、それが、リチャード・フォークが定義したグローバル市民社会において、様々な現場における活動やアドヴォカシーを通して世界政治に大きな影響を与

える時代に入っている現状を、実動型 NGO とアドヴォカシー型 NGO に分類しながら的確に整理する。

第2章では、そうしたグローバル社会がどのように規範形成を行い世界政治に参加しているかが、論じられる。その際に著者が着目するのは、規範形成のプロセスとしての「社会的影響」と「社会的説得」である。パワーポリティックスに立脚するアングロアメリカ圏の国際政治学では、覇権国が自由主義的な国際制度を提供するという覇権安定型パラダイムが支配的であり、倫理を力の関数とみなす観点とあいまって、GATT や IMF、世銀などによる国際規範形成論に偏りがちであった。そのような視座に対し著者は、NGO、個人、活動家、さまざまなネットワーク、専門知識や特殊技能を有する個人や団体から成る知識共同体などが規範企業家となって社会的影響を与えるという視座を対峙させる。前者がリアリズムと呼ばれるのに対して、それはコンストラクティヴィズムと呼びうる視座であり、さらにその規範を社会的説得によって内面化するための方法として、ハーバーマスが展開した熟議民主主義論の有効性が指摘される。すなわち、ハーバーマスが民主主義的な熟議の条件として挙げたところの、知識の真理性、規範の正しさ、主観的誠実が、国際社会での社会的説得においても、規範企業家や知識共同体が提供する知識や事実の整合性、新たな規範の提唱者の主張が既存の規範や社会通念とどのように整合性がとれるかの確認、アクターの熟議における発言の誠実さという形で重要な役割を担うとみなされるのである。そしてさらに著者は、M.フィネモアと K.シキンの「規範のライフサイクル」をも援用する。それは、「規範企業家(norm entrepreneur)」による「規範発生」段階から、規範の競合によって注目されたある規範に一定の支持が発生すると、ある時点を境にして堰を切ったように各国政府による規範への支持が増大し、社会的影響のもと世論とその時々トレンドに迎合するかたちで規範が急速に広まり認知されていく「規範のカスケイド」段階、規範が実際に政策化される「規範の内面化」段階の三つの過程である。そうした視座や方法を援用しつつ、著者はこの章の末尾で、グローバル市民社会による国際規範形成を、条約規範形成、非条約規範形成、合意阻止規範形成の3類型に分類する。

このような論考に続く第3章は、大きな歴史的事例として、重債務貧困国の問題をめぐる先進諸国らの取り組みが考察される。国際的に大きな債務問題は、中南米などの中所得国とサブサハラアフリカの最貧国とに大別されるが、著者が主要な対象とするのは後者の債務問題である。実際に当初は、中南米の債務問題は国際経済問題の一環としてしばしば深刻に取り上げられたのに比べ、サブサハラアフリカ諸国の債務問題が国際的に重視されることはあまりなかった。しかし1980年代以降、アフリカの貧困救済のためのアーティストらのチャリティやメディアの問題喚起にともなう国際世論の盛り上がりから、債務問題が道義的・倫理的な問題として捉えられるようになった。しかし、二国間公的債務の返済負担軽減のための債務編成を協議し合う非公式の会合であるパリ・クラブが債務救済に乗り出したものの、当時のG7諸国や世銀・IMFは消極的であり、その態度が一変するのは1999年開催のケルン・サミット以降である。そこでG7諸国は史上初めてODA債権の100%

放棄を決定したが、その際に重債務諸国の主張と要求を代弁したのは、グローバル市民社会の諸力であり、その影響力行使の方法は、非条約的合意形成に基づくものであったことを著者は強調する。

第4章では、そうしたグローバル市民社会の諸力の中でもカトリック教会が率先して行ったジュビリー2000が事例として論じられる。英国キール大学教授のマーティン・デントのキャンペーンに単を発したジュビリー2000は、銀行とパリ・クラブを中心とした債権国と国際機関に対して現状変革を呼び掛けた1986年のカトリック教皇庁の「正義と平和評議会」の声明によって急速に国際世論の関心を引き起こした。これを受けて1990年に全アフリカ・キリスト教会協議が、「キリスト生誕2000年という聖年にアフリカ貧困国の重債務を帳消しにしよう」という声明を発し、さらに1994年のローマ教皇ヨハネ・パウロ2世が「最貧国の対外債務の帳消し」を声明することによって、この運動は大きな広がりを見せる。それは1998年のバーミンガム・サミットの際に約8万人も参加した「人間の鎖」をはじめ、グローバル市民社会による各国政府への説得や討議によって、各国政府がこの問題の重要性を認識し、規範を内面化することにより、1999年のケルン・サミット以降、規範意識が堰を切ったように広まる。それはまさに「規範のカスケイド」現象と呼びうる現象であり、最初は冷淡であった非キリスト教国の日本政府でさえ、ODA債務の100%帳消しの実施について、市民社会と協議してゆくことを公言するに至ったのである。著者は、こうした一連の出来事を、国際社会の協調にグローバル市民社会が大きく寄与した歴史的事例とみなすが、それを単に大きな成功例として見るだけでなく、そのプロセスの中で、ジュビリー・サウスの分離など深刻な問題も生じたことを指摘し、それを次の第5章のテーマに据える。

かくして著者は第5章で、グローバル市民社会を代表する人々は重債務に苦しむ人々の声を僭称していないだろうか、という問いを立てながら、ジュビリー2000のキャンペーンが掲げてきた主張とその動員の仕方に関わる問題を論じていく。その際まず再検討されるのは、グローバル市民社会の世界政治へ参与する「正当性(legitimacy)」の基盤となる熟議民主主義である。上述したハーバースマス流の熟議民主主義は、利他的な人々が腹藏なく議論し合って合意形成をめざす公共圏の存在を前提としているとすれば、「グローバル公共圏」での熟議は、自己の帰属国や地域中心の規範を考えないことを前提にしなければならないはずである。しかしそうした理想とは裏腹に、グローバル公共圏が特定の層によって占有されている現状を、著者は問題視する。実際に、ジュビリー2000のキャンペーンでは、現在まで続くさまざまな形の植民地支配に言及した「南」の市民社会による主張が「北」のキャンペーン推進者らによって退けられ、キャンペーンが南北に分裂し、それ以降、「南」のラジカルな声を引き継がれることがなかった。そうした問題を乗り越えるために、著者は北のNGOベースではないグローバル・ジャスティス運動の動向に注目する。その動向とは、NGOの錦の御旗のもとに集合するのではなく、自発的に集まった場で正義(ジャスティス)を主張し、お祭り騒ぎ(フェスタ)をした後にさっと消えていなくなるような「消

滅型媒介」型の社会運動の台頭である。NGO ベースではないこの運動の多くは、第2章の末尾で挙げた三番目の「合意阻止規範形成」型の運動であり、それが規範変容文化をもたらすことによって、NGO エリートたちによるグローバル公共圏の占有を阻止しようと著者はみなす。

こうした観点の下、最終章（第6章）では、ベルリン発祥のラブ・パレードがベルリンからロンドンのリクレイム・ザ・ストリート運動へと広がり、特定の指導者のいない自発的運動として、1998年のバーミンガム・サミットや1999年のケルン・サミットでの運動や1999年11月のシアトルでのWTO開催反対運動へと繋がっていたことが指摘され、それらがNGOの動員ではなく、頗る自発的社会運動であったことが強調される。しかし多くのマスメディアはその実態を捉え損ない、暴徒や無政府主義者の烙印を押していた点を、著者は指摘する。著者によれば、それは「非暴力的な直接行動」をめざした運動だったのであり、いわばフェス公共圏(festival public sphere)と呼びうるような公共圏を創出する運動であった。今後のグローバル市民社会は、NGO主導の運動のみならず、そうした新たな運動と公共圏の創出によって、その行方が大きく左右されるであろうと著者は結論づける。

以上のような本論文は、次のような点で高い評価に値しよう。まず第一に、単なる抽象的理論にとどまらず、最貧国債務帳消し運動という具体的事例に即して、多くの資料やインタビューを基に、グローバル市民社会の実態とその規範形成過程を、これまでの研究では十分明らかではなかった領域にまで分け入って詳細に解明したこと。第二に、こうした検討においてこれまで分断されることが多かった国際政治をめぐる規範理論と実証研究をブリッジするような独創的な視座を切り開いたこと。そして第三に、債務帳消し運動を単なる成功例として総括するのではなく、その過程に内在していた特定の組織や人々による「市民の声の僭称」という問題をも取り上げて論じ、それを乗り越える検討の必要性を啓くような道を示唆したこと、を挙げることができる。

とはいえ、本論文には次のような疑問も残る。それは最後の箇所でも論じられた「消滅型媒介」の運動による「合意阻止規範形成」が、著者が考えるようにグローバル市民社会で真に実効性をもちうるかどうかという疑問、制度化されないことで運動が持続的意義を持ちえるかどうかという疑問である。これに関しては特に、グローバル金融資本に対抗するためには、もっと規律を持った運動が必要ではないかという点が審査員から指摘された。

しかしこの疑問は、本論文の価値を貶めるものではない。本論文で展開されたオリジナルな論考は、本大学大学院総合文化研究科の博士（学術）の学位を授与するに十分ふさわしいと、六名の審査員全員が一致して判断した次第である。